

(仮称)地域支え合い活動の推進条例の制定に係る答申案について

- ・平成26年4月22日に開催した第1回福祉施策審議会において市長から諮問された(仮称)地域支え合い活動の推進条例の制定に関して、第2回(平成26年5月2日)、第3回(平成26年5月14日)審議会で審議してきた。
- ・前回の第3回審議会では、これまでの審議を踏まえて答申案を示し、これを基に審議を行った。
- ・第3回で答申案に対して出された意見を踏まえ、今回(第4回)は、配付の修正した答申案を基に、最終的な答申書を取りまとめていきたい。
- ・前回の審議会で出された意見と、配付の答申案における対応については下記のとおり。

答申案	主な意見	答申案における対応
1	1について、条文が示されていないので、「内容に賛同します」という表現は改めるべき。	諮問に対応した答申としての表現として、「諮問された本条例の趣旨及び主要内容に賛同します。」に改める。
2(2)	2(2)について、自治会が特出しされているが、民生委員の役割の重要性を考慮して、民生委員の位置づけについても特出しに加えるべき。	本答申案では、地域支え合い活動を推進するためには、地域のコミュニティ活動の中核を担う自治会の役割が不可欠であることを踏まえて、自治会の役割について特出して盛り込むこととした。民生委員の役割の重要性については、貴重な指摘であり、趣旨は十分理解するが、法的な位置づけのない自治会とは異なり、民生委員の役割は民生委員法に規定されていることから、本答申案では特出ししていない。本審議会としては、民生委員を含む関係機関の連携を図る重要性について、2(3)として答申することとしたい。
2(2)	2(2)について、自治会の定義を明確にする必要があるのではないか。	答申案の2(2)については、「町会」という名称のものを含めた所謂「自治会」を指している。答申案は変更しないが、市には、条文における「自治会」の定義についてよく検討されるようお願いしたい。
2(3)	2(3)について、「民生・児童委員」という表記は、「民生委員・児童委員」に改めるべき。	指摘のとおり、「民生委員・児童委員」に改める。(厚生労働省による表記と整合)
2(4)	2(4)について、主語を明示するなど、文意が明確になるよう改めるべき。	指摘を踏まえ、「市は、情報を提供する団体等に対し」に改める。
2(4)	罰則規定を設ける必要性について、答申に盛り込むか議論すべきではないか。	審議の中で、市から説明があったが、法律で守秘義務が規定されている民生委員においても罰則規定がない中で、自治会に実施を期待する見守り活動に対して、罰則規定を設けるのではなく、個人情報の安全な管理を周知・徹底することが重要と考える旨の見解を踏まえ、本審議会としても罰則規定を設けることは求めず、個人情報の安全な管理の周知・徹底について、2(4)として答申することとしたい。
2(5)	法律では、災害時には同意がなくとも情報提供できることになっているのではないか。	ご指摘を踏まえ、当審議会としての市に対する意見として、「必要な情報を提供すること」に改める。
2(7)	徘徊高齢者に関して群馬県の事例がTV報道されたが、支援を必要とする者に関する情報については正確に把握する必要がある。	2(7)として、「市は、名簿への登載を自ら申出ることができることを様々な機会を通じて周知し、高齢者や障害者だけでなく、妊産婦、乳幼児、外国人等も含めて支援を必要とする者の把握に努めるとともに、名簿情報をできるかぎり正確かつ最新の情報に保つよう努めること。」を追加する。
2(7)	明示されている75歳以上の高齢者のみの世帯、障害者手帳所持者、要介護認定者だけでなく、妊産婦、乳幼児、その他の支援が必要な方についても把握に努めてもらいたい。	
2(7)	流山では子育て世代等の転入が多いと思うが、転入時等においても周知してもらいたい。	